

●香川県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、坂出市選挙管理委員会から平成31年3月1日に指定及び施設の名称の変更を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成31年3月15日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
坂出市	略		坂出市	略	
	中央体育館	略		中央体育館	略
	昭和団地集会所	坂出市昭和町1丁目4番19号		西庄文化センター	略
	西庄文化センター	略		西庄児童館及び集会所	略
	西庄児童館	略		略	
略			略		
略			略		